

「モバイル・エコシステムに関する競争評価 中間報告」及び「新たな顧客接点(ボイスアシスタント及びウェアラブル)に関する競争評価 中間報告」に関する意見

1. 記載された内容に対する意見
2. 記載された内容の他に、考慮すべき視点とそれに対する意見

■モバイル・エコシステムに関する競争評価 中間報告(以下「モバイル・エコシステム中間報告」という。)関連

<中間報告の該当箇所:34-35 ページ(同ページにおける「本項目について主にご意見をいただきたい事項」関連。以下同じ。)>

弊連盟はこれまで、「海外デジタルプラットフォームを巡る諸課題と対応策」(2019年3月、<https://jane.or.jp/proposal/pressrelease/7253.html>)や「デジタル経済下のシン・成長戦略」(2021年10月、<https://jane.or.jp/proposal/pressrelease/15509.html>)等において、モバイル OS・アプリストアの寡占構造に由来する課題及びその解決の必要性について指摘してきた。

今回、モバイル・エコシステム中間報告において示された以下のような考え方は、上記のような弊連盟の認識と軌を一にするものであり、賛同する。

- ・スマートフォンは経済社会の基盤である一方で、スマートフォンを通じて顧客にアクセスする事業者は、OS やアプリストア、ブラウザ等によって設定される仕様や「ルール」等に則ってサービスを提供する必要があること。
- ・モバイル・エコシステムは、OS レイヤーと、それを基盤としたアプリストアのレイヤー等からなる「レイヤー構造」を形成しており、これらが全体としてネットワーク効果を有し、スイッチング・コストが極めて高いといった特性を有していること。さらに、それが外部からの高い参入障壁となり、エコシステム全体が少数のプラットフォーム事業者による強固な寡占構造を形成していること。

以上の認識に基づき、各レイヤー及びレイヤー間の関係、個々の事例まで詳細に分析し、具体的な課題及びオプション案を網羅的に提示された努力に心より敬意を表す。

<中間報告の該当箇所:34-35 ページ> 総論部分において示された視点に加え、次のような視点を入れていただくことを要望する。

- ・モバイル・エコシステムの強固な寡占構造による弊害は、具体的には、アプリストアがアプリ開発業者に課す高額の手数料(基本的に売上の30%)として現れている。アプリス

トアは、スタートアップ企業が成長していく際にも顧客接点として極めて重要であることから、手数料問題を解決することは、競争政策の観点からだけでなく、スタートアップをはじめとする日本全体の産業を興すことにもつながる。

海外では Spotify や Epic Games といった近年急速に成長してきたスタートアップ企業が、モバイル・エコシステムを支配するプラットフォーム事業者に対し、訴訟等を積極的に行っている。これは、モバイル・エコシステムの寡占構造による手数料問題の解決がスタートアップ企業にとって生命線であることを端的に示すものであると考えられる。日本においても本問題に早急に対応することが求められる。

<中間報告の該当箇所:40 ページ、145-146 ページ、153 ページ>

課題への対応に向けた基本的な考え方として、以下のような視点を挙げていることに賛同する。

- ・モバイル・エコシステム全体及び各レイヤーにおいて、適切な競争圧力が働いているか。
- ・各レイヤーが他のレイヤーにおける公平・公正な競争環境を阻害している懸念はないか。

その上で、上記のとおり、モバイル・エコシステムにおける強固な寡占構造による弊害は、アプリ開発事業者に対する高額の手数料として最も端的に表れていることから、この弊害に対処することができなければ、いかなる対応手段も十分な実効性に欠けると言わざるを得ない。したがって、今後の更なる対応策の検討に当たっては、この実効性の確保を念頭に置くべきと考える。

この点、モバイル・エコシステム中間報告 143 ページでも触れられているとおり、韓国では、改正電気通信事業法の施行後も、プラットフォーム事業者は自社「外」決済システムを利用した際に高額の手数料を別途徴収することとしており、十分な実効性が働いていない面があると考えられる。また、同ページで触れられているように、オランダでも同様の問題が生じている。こうした動きも見据えつつ、事後規制である競争法の適用により対処する場合又は事前規制を設ける場合のいずれにおいても、実効性を持たせるための方策について更に検討する必要がある。

具体的には、上記の韓国やオランダの事例のように、事実上自社「外」決済システムの利用を制限するような場合には、そうした制限をすることを不可能とするような措置を取る必要がある。例えば、一定の場合には直接手数料の水準に介入することも含め、実効的な手段を検討すべきである。

<中間報告の該当箇所:40 ページ>

モバイル・エコシステム中間報告においては、既存の競争法による課題への対処については、

- ・市場画定に困難な側面があること、
- ・評価に必要な情報がプラットフォーム事業者側に偏在している事情等により、セオリーオブハームの立証が困難であること、といった理由から難しい面があり、これまでの競争法とは異なるアプローチを考えていく必要があるとしている。

しかしながら、個別の市場の状況を適正に評価し、市場の状況に合ったきめ細かい対応をしていく点において、事後規制である競争法の活用は有利であると考え。したがって、競争法の積極的な活用についても、あくまで否定することなく積極的に検討する必要があると考える。

日本の独占禁止法においては、これまで適用実績がない「伝家の宝刀」として独占的状态に対する措置についての規定があるが、同措置も、課題への対処の一手段として十分に検討に値するものと考えられる。独占的状态に対する措置としては、事業の一部譲渡に限らず、「その他当該商品又は役務について競争を回復させるために必要な措置」を命ずることができるとされており、モバイル・エコシステムの文脈では、例えば、モバイル OS レイヤーとアプリストア・レイヤー等の間や、IAP の使用に当たり、モバイル OS の枠を超えて相互アクセスを可能とするなど、相互運用性(インターオペラビリティ)の確保に向けた措置を「競争を回復させるために必要な措置」として命ずることも考えられる。諸外国の競争当局においては、既存の競争法による対処が行われている(欧州、オランダ等)ほか、既存の競争法を前提とした訴訟なども提起されている(米国、インド等)。以上を踏まえ、日本においても独占禁止法の適用という選択肢も積極的に検討すべきである。

モバイル・エコシステム中間報告 38 ページ脚注 10 においては、独占的状态に対する措置の適用要件は厳格であり、デジタル市場における柔軟な対応を行う上で活用が困難とされている。しかし、デジタル市場(特に、本件のように強固な寡占が生じている場合)への適用を前提に要件を見直すことも可能と考えられ、適切な対応を期待したい。

<中間報告の該当箇所:40 ページ> モバイル・エコシステム中間報告においても指摘されているとおり、諸外国では、一定の行為を競争に悪影響を及ぼす危険性の高い行為と位置づけ、事前に原則禁止するアプローチも検討されている。事前規制は、迅速に課題に対処するという意味では有効な手法であると考えが、一つ間違えればイノベーションを阻害する両刃の剣となりかねない危険性も内包していると考えられる。

そのため、仮に事前規制の手法を取る場合には、対象を極めて限定し、必要以上に広範な規制とならないよう十分に配慮する必要がある。具体的には、モバイル・エコシステム中間報告で現状認識として示されたとおり、モバイル・エコシステムにおいては、スイッチン

グ・コストが高く(基本的にシングル・ホーミング)、極めて強固な寡占構造が形成されているといった特殊性に鑑み、事前規制を行う場合には、モバイル・エコシステムにおけるプラットフォーム事業者を対象としたピンポイントの規制とすべきである。

この点、韓国の改正電気通信事業法や米国の Open App Markets 法案がモバイル・エコシステムにおけるプラットフォーム事業者に対するピンポイントの事前規制である一方、欧州の DMA 法案は、より広範に大規模プラットフォーム事業者一般に対して事前規制をかけるものと理解している。欧州 DMA 法案と同種の広範な事前規制を日本で行うことについては、イノベーション阻害の危険性が高いと考えられることから、反対する。

<中間報告の該当箇所:40 ページ> モバイル・エコシステムにおけるプラットフォーム事業者は事実上、プライバシーの保護やセキュリティ等を正当化事由(隠れ蓑)として、自社の競争上の地位を強化しているとも疑われる行為を現に行っている(例:OS におけるトラッキングのルール変更、ブラウザにおけるトラッキングのルール変更、アプリストアの拘束等)。こうした行為に対し、既存の競争法を適用するか新たな規律を導入するかはひとまず措くとしても、プライバシー保護等のためより競争制限的でない方策があるかどうか(正当化事由が本当に正当化事由に値するかどうか)等、厳しく評価することが必要と考える。また、モバイル・エコシステム中間報告の中でも触れられているとおり、競争によって、よりプライバシー保護やセキュリティの水準が高いサービスが市場において選択されていくような環境を整備するという視点が必要であると考えます。

■新たな顧客接点(ボイスアシスタント及びウェアラブル)に関する競争評価 中間報告  
(以下「新たな顧客接点中間報告」という。)関連

＜中間報告の該当箇所:全体＞ 新たな顧客接点中間報告で示された以下のような認識は、弊連盟が上記の「デジタル経済下のシン・成長戦略」において示した考え方と軌を一にするものであり、賛同する。

・既に強力な顧客接点を有する事業者が、その地位をレバレッジにして、新たな顧客接点の獲得・拡大を優位に行うことができる可能性

・この結果、一旦、ネットワーク効果が生じ寡占化すると、市場による治癒が困難となり、既存の顧客接点における競争上の懸念が広がり、固定化してしまうおそれ こうした認識に基づく各政策オプションの方向性について、基本的に賛同する。その上で、今後のデジタル経済の進展を見据えると、ボイスアシスタント・ウェアラブル機器以外にさらに別の顧客接点が生じたり、あるいはボイスアシスタント技術等の応用範囲がますます広がっていったりすることも考えられる(例えば、これらの例としてコネクテッドカーなども考えられる。)。そこで新たにプラットフォーム事業者の影響下に取り込まれる分野は、ウェアラブル機器が特に関連する医療・ヘルスケアサービスに限られず、教育サービス、行政サービスといった公共的な分野も含まれるものと考えられる。また、今後キャッシュレス化が進展していった際に、こうした多様な顧客接点を通じる決済関連情報も増加していくことになれば、顧客接点自体の重要性も更に高まることとなる。

そのため、本件については、今後のありうべき展開も見据え、継続的に注視していくことが必要であると考え。

以上